

期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>期中レビュー基準報告書第2号</p> <p>独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー</p> <p style="text-align: right;">2024年3月28日 改正 2024年9月26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第45号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の財務諸表の監査を実施する監査人（以下「年度の監査人」という。）が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー業務基準（ISRE）2410「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」（2008年2月改訂）を基礎とし、企業会計審議会が2024年3月27日に公表した期中レビュー基準に準拠するように作成されている。また、本報告書の基礎としているISRE 2410は明瞭性プロジェクトによる改訂が行われていないことから、既に明瞭性プロジェクトによる改訂が行われている<u>レビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」</u>を参考に明瞭化を行っている。なお、本報告書は、年度の監査人が行う期中レビューに関する実務の指針であり、年度の監査人であれば年度の財務諸表監査において品質管理基準を遵守していると考えられることから、品質管理等に関連する規定等については、原則として<u>レビュー業務実務指針2400</u>における要求事項のみを取り込んでいる。また、本報告書は、期中レビュー基準の実務の指針としての位置付けとなることから、期中レビュー基準に別途の定めがあるものについては、期中レビュー基準に従い、所要の修正を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《II 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《12. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>期中レビュー基準報告書第2号</p> <p>独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー</p> <p style="text-align: right;">2024年3月28日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第45号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の財務諸表の監査を実施する監査人（以下「年度の監査人」という。）が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー業務基準（ISRE）2410「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」（2008年2月改訂）を基礎とし、企業会計審議会が2024年3月27日に公表した期中レビュー基準に準拠するように作成されている。また、本報告書の基礎としているISRE 2410は明瞭性プロジェクトによる改訂が行われていないことから、既に明瞭性プロジェクトによる改訂が行われている<u>保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」</u>を参考に明瞭化を行っている。なお、本報告書は、年度の監査人が行う期中レビューに関する実務の指針であり、年度の監査人であれば年度の財務諸表監査において品質管理基準を遵守していると考えられることから、品質管理等に関連する規定等については、原則として<u>保証業務実務指針2400</u>における要求事項のみを取り込んでいる。また、本報告書は、期中レビュー基準の実務の指針としての位置付けとなることから、期中レビュー基準に別途の定めがあるものについては、期中レビュー基準に従い、所要の修正を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《II 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《12. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>

新	旧
<p>《(2) 期中レビュー報告書》</p> <p>(省 略)</p> <p>《① 全般的事項》(A74 項から A76 項、A95 項及び A96 項参照)</p> <p>90. 期中レビュー報告書は、書面又は電磁的記録によらなければならない、基本的に「監査人の結論」、「結論の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分けて記載し（「期中レビュー基準」第三 報告基準 3 参照）、それぞれ見出しを付けなければならない。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先、監査事務所の所在地及び署名等も期中レビュー報告書に記載しなければならない（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 48 項参照）。</p> <p>(省 略)</p> <p>《ウ. 経営者及び監査役等の責任》</p> <p>(省 略)</p> <p>96. 継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任としては、経営者は、継続企業を前提として期中財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 34 項(2)参照）。</p> <p>97. 監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることについては、監査役等の責任として、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役（監査委員会の場合は執行役及び取締役）の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 35 項参照）。</p> <p>《エ. 監査人の責任》</p> <p>(省 略)</p> <p>99. 継続企業の前提の評価に関する監査人の責任としては、以下を記載しなければならない（監基報 700 第 39 項(2)④参照）。</p> <p>(1) 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、期中財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていない（準拠性の枠組みの場合は、作成されていない）と信じさせる事項が認められないかどうか結論付けること。</p> <p>(2) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、期中レビュー報告書において期中財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する期中財務諸表の注記事項が適切でない場合は、期中財務諸表に対して除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明すること。</p> <p>(3) 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。</p>	<p>《(2) 期中レビュー報告書》</p> <p>(省 略)</p> <p>《① 全般的事項》(A74 項から A76 項、A95 項及び A96 項参照)</p> <p>90. 期中レビュー報告書は、書面又は電磁的記録によらなければならない、基本的に「監査人の結論」、「結論の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分けて記載し（「期中レビュー基準」第三 報告基準 3 参照）、それぞれ見出しを付けなければならない。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先、監査事務所の所在地及び署名等も期中レビュー報告書に記載しなければならない（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 43 項参照）。</p> <p>(省 略)</p> <p>《ウ. 経営者及び監査役等の責任》</p> <p>(省 略)</p> <p>96. 継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任としては、経営者は、継続企業を前提として期中財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 31 項(2)参照）。</p> <p>97. 監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることについては、監査役等の責任として、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役（監査委員会の場合は執行役及び取締役）の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 32 項参照）。</p> <p>《エ. 監査人の責任》</p> <p>(省 略)</p> <p>99. 継続企業の前提の評価に関する監査人の責任としては、以下を記載しなければならない（監基報 700 第 36 項(2)④参照）。</p> <p>(1) 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、期中財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていない（準拠性の枠組みの場合は、作成されていない）と信じさせる事項が認められないかどうか結論付けること。</p> <p>(2) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、期中レビュー報告書において期中財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する期中財務諸表の注記事項が適切でない場合は、期中財務諸表に対して除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明すること。</p> <p>(3) 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。</p>

新	旧
<p>100. 監査役等と適切な連携を図ることに係る監査人の責任については、以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報 700 第 40 項(1)参照）。</p> <p>(2) 上場企業の期中レビューの場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A78 項参照。監基報 700 第 40 項(2)参照）。</p> <p>101. 監査人の責任としては、更に以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施する期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること（監基報 700 第 39 項(1)参照）。</p> <p>(2) 表示及び注記事項の検討</p> <p>期中財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた期中財務諸表の表示、構成及び内容、並びに期中財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認められないかどうかを評価すること（監基報 700 第 39 項(2)⑤参照）。</p> <p>(3) 構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合の監査人の責任（監基報 700 第 39 項(3)参照）</p> <p>① グループ期中財務諸表に対する結論表明の基礎となる、グループ内の構成単位の財務情報に関する証拠を入手すること。</p> <p>② グループ期中財務諸表の期中レビューの指揮、監督及び査閲をすること。</p> <p>③ グループ監査責任者として単独で結論の表明を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>《1. 本報告書の範囲》（第 2 項及び第 3 項参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>A3. 監査人は、年度の財務諸表の監査を実施することにより、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解する。監査人が期中レビューを実施する場合には、この理解は期中レビューの過程で行われる質問により更新され、監査人が行うべき質問と適用すべき分析的手続及びその他の期中レビュー手続に重点をおくことが可能になる。監査人でない業務実施者が期中財務諸表のレビューを実施する場合には、<u>レビュー業務実務指針 2400</u> に準拠してレビューを実施する。当該業務実施者は、通常、</p>	<p>100. 監査役等と適切な連携を図ることに係る監査人の責任については、以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報 700 第 37 項(1)参照）。</p> <p>(2) 上場企業の期中レビューの場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A78 項参照。監基報 700 第 37 項(2)参照）。</p> <p>101. 監査人の責任としては、更に以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施する期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること（監基報 700 第 36 項(1)参照）。</p> <p>(2) 表示及び注記事項の検討</p> <p>期中財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた期中財務諸表の表示、構成及び内容、並びに期中財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認められないかどうかを評価すること（監基報 700 第 36 項(2)⑤参照）。</p> <p>(3) 構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合の監査人の責任（監基報 700 第 36 項(3)参照）</p> <p>① グループ期中財務諸表に対する結論表明の基礎となる、グループ内の構成単位の財務情報に関する証拠を入手すること。</p> <p>② グループ期中財務諸表の期中レビューの指揮、監督及び査閲をすること。</p> <p>③ グループ監査責任者として単独で結論の表明を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>《1. 本報告書の範囲》（第 2 項及び第 3 項参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>A3. 監査人は、年度の財務諸表の監査を実施することにより、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解する。監査人が期中レビューを実施する場合には、この理解は期中レビューの過程で行われる質問により更新され、監査人が行うべき質問と適用すべき分析的手続及びその他の期中レビュー手続に重点をおくことが可能になる。監査人でない業務実施者が期中財務諸表のレビューを実施する場合には、<u>保証業務実務指針 2400</u> に準拠してレビューを実施する。当該業務実施者は、通常、監査</p>

新	旧
<p>監査人と同様には内部統制を含む、企業及び企業環境を理解していないため、業務実施者は、レビューの目的達成のために、異なる質問と手続を行う場合がある。</p> <p>(省 略)</p> <p>《9. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告》</p> <p>《(1) 期中レビュー報告書》</p> <p>《① 全般的事項》 (第90項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A76. 監査事務所の所在地については、我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する (監基報700のA66-2JP項参照)。</p> <p>(省 略)</p> <p>《イ. 監査人の責任》 (第100項参照)</p> <p>A78. 上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げる事ができる (監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」のA32項参照)。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>人と同様には内部統制を含む、企業及び企業環境を理解していないため、業務実施者は、レビューの目的達成のために、異なる質問と手続を行う場合がある。</p> <p>(省 略)</p> <p>《9. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告》</p> <p>《(1) 期中レビュー報告書》</p> <p>《① 全般的事項》 (第90項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A76. 監査事務所の所在地については、我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する (監基報700のA56項参照)。</p> <p>(省 略)</p> <p>《イ. 監査人の責任》 (第100項参照)</p> <p>A78. 上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げる事ができる (監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」のA28項参照)。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>・ <u>本報告書 (2024年9月26日改正) は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u></p> <p>— <u>保証業務実務指針 (序)「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」 (2024年9月26日改正)</u> (修正箇所：第1項及びA3項)</p> <p>— <u>監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」 (2024年9月26日改正)</u></p> <p>— <u>監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 (2024年9月26日改正)</u> (上記以外の修正箇所)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

新	旧
《付録1 経営者確認書の記載例》 (A70 項参照) (省 略)	《付録1 経営者確認書の記載例》 (A70 項参照) (省 略)
<div style="text-align: right;">×年×月×日</div> <p>〇〇監査法人 <u>指 定 社 員</u> <u>業務執行社員</u> <u>公認会計士 〇〇〇〇殿 (注1)</u></p> <p style="text-align: right;">〇〇株式会社 代表取締役 (署名) (若しくは記名押印又は電子署名) 財務・経理担当取締役 (署名) (若しくは記名押印又は電子署名)</p> <p>本確認書は、当社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の期中連結会計期間 (×年×月×日から×年×月×日まで) の期中連結財務諸表 (注2) が、[適用される財務報告の枠組み (注3)] に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められないかどうかについて貴監査法人が結論を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します (注4)。</p> <p>なお、貴監査法人によって実施された期中レビューが、年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続によって行われていることについても承知しております。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>期中連結財務諸表 (省 略)</p> <p>5. 期中<u>連結</u>会計期間末日後本確認書の日付までに発生した期中連結財務諸表に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております (注6)。 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<div style="text-align: right;">×年×月×日</div> <p>〇〇監査法人 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇殿 (注1) 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">〇〇株式会社 代表取締役 (署名) (若しくは記名押印又は電子署名) 財務・経理担当取締役 (署名) (若しくは記名押印又は電子署名)</p> <p>本確認書は、当社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の期中連結会計期間 (×年×月×日から×年×月×日まで) の期中連結財務諸表 (注2) が、[適用される財務報告の枠組み (注3)] に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められないかどうかについて貴監査法人が結論を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します (注4)。</p> <p>なお、貴監査法人によって実施された期中レビューが、年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続によって行われていることについても承知しております。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>期中連結財務諸表 (省 略)</p> <p>5. 期中会計期間末日後本確認書の日付までに発生した期中連結財務諸表に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております (注6)。 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>《付録2 期中財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》(第90項参照) <文例1> 文例の前提となる状況 (省 略)</p>	<p>《付録2 期中財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》(第90項参照) <文例1> 文例の前提となる状況 (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">独立監査人の期中連結財務諸表に対する期中レビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所(注1) 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 (注2) (省 略) 以 上</p>	<p style="text-align: center;">独立監査人の期中連結財務諸表に対する期中レビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所(注1) 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 (注2) (省 略) 以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注2)① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。</p> <p>〇〇監査法人 〇〇県〇〇市(注1) 代 表 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 (省 略) 以 上</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注2)① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。</p> <p>〇〇監査法人 〇〇県〇〇市(注1) 代 表 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 代 表 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 (省 略) 以 上</p>

以 上